

令和7年10月からの新施設稼働に伴い、様式や誓約書等が一部変更となっていますので、変更後の様式を使用してください。

許可更新申請に伴う必要書類

～浄化槽清掃業～

	必 要 書 類	備 考
1	浄化槽清掃業許可申請書	様式第12号
2	事業活動の概要を記載した書類（事業計画書）	別紙1
3	清掃箇所の名称および所在地 （所定様式に代わる既存データファイル等での提出可）	別紙2
4	直近1年分の浄化槽清掃の実績を証する書類（浄化槽清掃実績）	別紙3
5	事務所および車庫の付近見取図	別紙4
6	事務所および車庫の全景写真	別紙5
7	事務所および車庫の使用権原を示す書類 自己所有：土地・建物の登記簿謄本 借地：土地・建物の賃借契約書の写し等	
8	車両一覧表、車両の正面および側面、後面の写真	別紙6・7
9	浄化槽の清掃に係わる所有器具等を明らかにする書類	別紙8
10	車両・浄化槽清掃に係わる所有器具等（浄化槽法施行規則第11条第1号から第3号に該当する機械）を有することを証する書類 【自己所有】 紙の車検証の場合は当該車両の自動車検査証の写し 電子車検証の場合は当該車両の自動車検査証記録事項の写し 清掃機材点検の写し（点検が必要な機器） 【賃借】 上記に加え、当該車両・清掃機材の使用する権原を有することを証する書類（賃借契約書の写し等）	車検の有効期間の満了する日が7月3日までの場合は車検を受けた後、速やかに自動車検査証記録事項のコピーを提出
11	浄化槽清掃に関する専門的知識および技能ならびに2年以上の実務に従事した経験を有していることを証する書類（講習会終了証、浄化槽管理士免状の写し等）	別紙9
12	定款または寄付行為	
13	登記事項証明書	
14	浄化槽法第36条第2号又は規定する役員の住民票（役員および法定使用人等の住民票（本籍地記載のもの））ならびに法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（役員および法定使用人等の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）	
15	発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者が個人にあっては住民票（本籍地記載のもの）ならびに法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書） これらの者が法人にあっては登記事項証明書	該当する場合のみ
16	申請者に法施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7に規定する使用人がある場合は、その者の住民票（本籍地記載のもの）ならびに法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）	該当する場合のみ
17	印鑑証明書	

18	(誓約書)申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類	別紙10
19	従業員名簿	別紙11
20	申請時直前の事業年度における決算報告書	
21	申請時直前の市町村長が発行する納税証明書	
22	その他当センター管理者が必要と認める書類	
(1)	産業廃棄物処理業を有している場合は、その許可証の写し	
(2)	他都市から許可を受けている状況	別紙12
(3)	廃棄物の搬入先の一般廃棄物処理業許可証の写し(公共施設の場合は不要)	
(4)	誓約書	別紙13
(5)	様式第3号第3面中、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の保有する株式数または出資の金額がわかる書類	
(6)	集積場(積替場所等)がある場合は、付近見取り図、全景写真、当該集積場の使用権がわかるもの	様式は任意。 別紙4、別紙5 の代用でも可
23	申請等手数料の領収書の写し	

※注意事項

◎定まった様式以外は全てA4サイズで提出してください。(運転免許証のコピーなど)

◎各申請書の様式は、原本として保管してください。

◎住民票は、本籍地が記載されているものに限りです。

◎成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書については、申請用紙は法務局窓口、法務局ホームページでもダウンロードできます。証明書の申請には日数を要しますのでご注意ください。なお、原本を添付し、申請日より3か月以内に発行されたものに限りです。

◎事務所・車庫・車輛等の写真は、申請日から3か月以内に撮影されたものに限りです。(前回の許可更新時に使用した写真は不可)

申請書の提出期間	令和7年5月12日(月)から令和7年6月6日(月)までの土日を除く執務時間内
申請書の提出場所	〒526-0021 滋賀県長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター業務課(担当 <u>名内</u> ・ 峯) TEL0749-62-7143
申請書の提出方法	<u>原則、郵送(やむを得ず持参される場合は、事前にセンターまで要連絡)</u>
申請等手数料	5,000円/件 同封の納付書で納付のうえ、領収書の写しを添付。

記入要領（浄化槽清掃業関係）

浄化槽清掃業許可申請書

第1面

■営業の区域

現在、許可を受けている区域を記入してください。

■事業の用に供する車輛等の種類および数量

（別紙6）の車輛の種類と合計台数を記入してください。

■従業員の数

（別紙11）の従業員名簿の合計人数を記入してください。

事業計画書

1日の作業量等を記入してください。

■清掃箇所の名称および所在地

「別紙2のとおり」と記入してください。

■集積場（積替場所等）の所在地

集積場が無い場合は、「無し」と記入してください。

集積場がある場合は、集積場の所在地を明記してください。

（添付書類として付近見取り図、全景写真、当該集積所の使用権原を有することを証する書類等が必要）

■処理施設の所在地および名称

「令和7年9月30日までは、長浜市湖北町海老江1049番地 湖北広域行政事務センター第1プラント、令和7年10月1日からは長浜市木尾町1224番地 湖北広域行政事務センターエコパーク湖北（汚泥再生処理施設）。ただし、エコパーク湖北（汚泥再生処理施設）の試運転期間中は、センターの指示する処理施設。」と記載してください。

■清掃後の浄化槽汚泥の処分方法

「一般廃棄物処理業の許可を受け、自ら収集運搬を行い、上記4の施設にて処分。」と記載してください。

■湖北広域行政事務センター管内市ごとの区分方法

「浄化槽汚泥処理券にて厳格に区分する。」と記入してください。

直近1年分の浄化槽清掃の実績を証する書類（別紙3）

直近1年分の浄化槽清掃の実績を記入してください。

事務所および車庫の付近見取図（別紙4）

別紙を使用される場合は、A4サイズにて提出してください。

事務所および車庫の全景写真（別紙5）

事務所（本社）および営業所がある場合は、両方提出してください。

車両一覧表、車両の正面および側面、後面の写真（別紙6・7）

清掃業に使用する車両及び浄化槽法施行規則第11条第1号から第3号に規定する機材の一覧をご記入ください（写真を含む）。

浄化槽の清掃に係わる所有器具等を明らかにする書類（別紙 8）

浄化槽法施行規則第 11 条第 1 号から第 3 号に規定する機材の一覧をご記入ください(写真含む)。

浄化槽清掃に関する専門的知識および技能ならびに 2 年以上の実務に従事した経験を有していることを証する書類（別紙 9）

専門的知識を有する者の実務内容を記載してください。

印鑑証明書

3 か月以内に発行の原本。

誓約書（別紙 10）

記載されている内容を十分ご理解のうえ提出してください。

従業員名簿（別紙 11）

運転業務に従事される方の住所地は、免許証の住所地と同一

免許証のコピーに使う用紙サイズは A 4 サイズとします。（住所変更等で免許証裏面に新住所等が記載されている場合は裏面もコピーしてください。）

事務担当の方についても従業員名簿にご明記ください。

他都市から許可を受けている状況（別紙 12）

一般廃棄物処理業の許可を受けている他自治体を全て記入してください。

誓約書（別紙 13）

記載されている内容を十分ご理解のうえ提出してください。